

ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。今回のロシアの行動は、国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反し国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて認められない。また、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆するような発言や原発への攻撃を強く非難する。

伯耆町議会は、「核兵器廃絶平和の町宣言」を行い、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、核兵器と戦争の根絶、世界平和の実現を訴えている。

ロシアの武力侵攻により、ウクライナからの難民は数百万人を超える状況になっており、侵攻による影響は欧州だけにとどまらず、広く国際社会に及ぶものである。

ロシアは、即時攻撃を停止するとともにウクライナから速やかに撤退し、国際法に基づき平和的に解決することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月18日

鳥取県西伯郡伯耆町議会

